

規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定

障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十八年埼玉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「若しくは第五十一条の二十九第一項」を「、第五十一条の二十九第一項若しくは第七十六条の三第六項」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 法第四十六条第一項及び第五十一条の二十五第一項の規定による再開の届出又は法第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定による廃止若しくは休止の届出は、様式第二号の廃止・休止・再開届出書により行うものとする。

第三条に次の三項を加える。

3 法第四十七条の規定による辞退の申出は、様式第三号の指定辞退届出書により行うものとする。

4 法第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項及び第七十六条の三第六項の規定による指定の取消しは、様式第四号の指定取消通知書により行うものとする。

5 法第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項及び第七十六条の三第六項の規定による指定の全部又は一部の効力の停止は、様式第五号の指定効力停止通知書により行うものとする。

様式第一号中「~~〃~~」を「~~〃~~」に改める。

様式第二号から様式第五号までを次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

事業者名称

代表者氏名

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定を受けた事業を次のとおり廃止する・休止する・再開したので届け出ます。

	事業所番号	
廃止・休止・再開に係る事業	名称	
	所在地	
廃止・休止・再開に係る年月日	年 月 日	
廃止・休止の理由		
現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置 (廃止・休止の場合に限る。)		
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

- 備考 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 廃止又は休止をする場合は、1月前までに届け出てください。
- 3 再開の場合は、10日以内に届け出てください。

事務担当者	氏名	
	電話番号	

様式第3号（第3条関係）

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所 在 地

設置者 名 称

代表者氏名

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定を受けた障害者支援施設について、次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	事業所番号	
指定を辞退する施設	名 称	
	所 在 地	
指定を受けた年月日	年 月 日	
指定を辞退する年月日	年 月 日	
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

備考 指定を辞退する日の3か月前までに提出してください。

事務担当者	氏名	
	電話番号	

様式第4号（第3条関係）

指 定 取 消 通 知 書

指令 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付け指令 第 号により指定した指定

については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
第50条第1項
ための法律第50条第3項において準用する同条第1項の規定により、下記のと
第51条の2第1項
第76条の3第6項
おり指定を取り消したので通知します。

記

事業者（設置者）の名称

代表者の氏名

事業所（施設）の名称

事業所（施設）の所在地

サービスの種類

取消しの理由

事業所番号

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第5号（第3条関係）

指 定 効 力 停 止 通 知 書

指令 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付け指令 第 号により指定した指定

については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

め法律第50条第1項
第50条第3項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり
第51条の2第1項
第76条の3第6項
り指定の効力の（全部・一部）を停止したので通知します。

記

事業者（設置者）の名称

代表者の氏名

事業所（施設）の名称

事業所（施設）の所在地

サービスの種類

停止の理由

停止の範囲

停止の期間

事業所番号

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第六号及び様式第七号を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。